

平成11年4月30日
厚生省発児第86号

[一部改正] 平成11年12月9日厚生省発児第140号
平成12年5月19日厚生省発児第91号
平成12年11月22日厚生省発児第129号
平成13年8月2日厚生省発児第314号
平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号
平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号
平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号
平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号
平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号
平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号
平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号
平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号
平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号
平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号
平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号
平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号
平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号
平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号
平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号
平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号
平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号
平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号
平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号
平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号
平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号
平成22年5月18日厚生労働省発雇児0518第3号
平成23年6月17日厚生労働省発雇児0617第5号
平成24年4月5日厚生労働省発雇児0405第1号
平成25年5月24日厚生労働省発雇児0524第1号
平成25年7月29日厚生労働省発雇児0729第2号
平成26年5月14日厚生労働省発雇児0514第2号

都道府県知事
各 指定都市の市長 宛
中核市の市長

厚生事務次官

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。

ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

（通則）

この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

- 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設を除く。）、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第3号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育に係る費用（別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）第4条第1項に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療研究センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする
 - （1）事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）を含む。以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。
 - （2）事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所

に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあっては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあっては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあっては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の市長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。

3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にある場合は、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額）その他の単価であって、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。

4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であって、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。

5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。

(1) 「18/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表（以下「別表」という。）第1の支給割合が一級地とされている地域とする。

(2) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。

(3) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。

(4) 「10/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が四級地とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、広島県府中町とする。

(5) 「8/100」とは、東大和市、松原市とする。

(6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が五級地とされている地域（川口市については、同別表の備考中「平成18年4月1日」とあるのは「平成23年10月11日」とする。）及び狭山市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県

三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。

- (7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。
- (8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。
- 6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（中等教育学校前期課程並びに特別支援学校の中等部を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
- 7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。
- 8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。
- 9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。
- 10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施

設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第3号、第53条、第55条及び第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1 / 4	1 / 4	1 / 2
		都道府県立施設		1 / 2	1 / 2
	都道府県、指定都市、中核市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
その他の施設 里親の措置費等	都道府県、指定都市、 児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、 児童相談所設置市	児童相談所 (一時保護施設)		1 / 2	1 / 2

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること。

2 事務費の保護単価の設定方法

- (1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称 第1欄	設 定 の 条 件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)里親支援専門相談員加算分月額保護単価
2 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤職員)	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院又は母子生活支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(6)心理療法担当職員分保護単価
3 個別対応職員加算分保護単価	乳児院（10人未満の施設に限る。）又は母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(7)個別対応職員加算分月額保護単価
4 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(8)職業指導員加算分保護単価
5 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(9)看護師加算分月額保

		護単価
6 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(10)母子生活支援施設保育士加算分保護単価
7 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯及び20世帯の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価
8 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれている定員20世帯以上の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価
9 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(13)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数
10 寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に定める地域に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(16)寒冷地加算分保護単価
11 事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(27)事務用採暖費加算分保護単価
12 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価
13 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。	一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単

		価、小規模グループケア加算分保護単価、寒冷地加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額) × 別に定める基準による加算率 (ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。)
14除雪費	豪雪地帯特別措置法(昭和37年4月5日法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(28)除雪費加算分保護単価
15降灰除去費	活動火山対策特別措置法(昭和48年7月24日法律第61号)第12条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(29)降灰除去費加算分保護単価

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分(常勤単価を除く。)、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、乳児院(定員40人以上)の家庭支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設のボイラー技工士雇上費加算分、一時保護所の専門職員等加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童(者)処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措

置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(5) (1) により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

(6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。

3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(23)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

4 措置費等の支弁基準の設定方法

2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

1 地方公共団体の支弁義務

地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定し

た事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。

2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）</p>	<p>施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費</p>	<p>(1) 次のアからソまでにより算定した額の合算額</p> <p>ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。</p> <p>算式(1)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>ただし、新設により開所した自立援助ホームにあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。</p> <p>算式(2)</p> <p>2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）－その月初日の2歳児措置児数－その月初日の3歳以上児措置児数〕＋2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児数＋3歳以上児の月額保護単価×その月</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>初日の3歳以上児措置児数</p> <p>算式(3)</p> <p>新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単価×その施設の定員とし、それ以降については、その施設の月額保護単価×その施設のその月初日の現員(その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数)</p> <p>算式(4)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員(その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数)×支弁率</p> <p>その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数</p> <hr/> <p>その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数</p> <p>算式(5)</p> <p>その施設の月額保護単価×その協定人員(その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数)</p> <p>イ その月初日において、児童養護施設に乳児、1歳児、2歳児又は年少児がそれぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>乳児、1歳児、2歳児又は年少児加算</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>分月額保護単価×その月初日の乳児、1歳児、2歳児又は年少児数</p> <p>ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第129号）の施行（平成16年10月28日）前の寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表第1に掲げる旧5級地である地域に所在する場合であって、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であって、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費として次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホー</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>ム及び里親が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数</p> <p>カ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員。</p> <p>キ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）×アの算式により算定した定員</p> <p>ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象としないこと。</p> <p>算式 基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ケ 乳児院が別に定める基準に該当する</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 乳児院（定員40人以上）の家庭支援専門相談員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式により算定した額。</p> <p>算式 特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×配置人数</p> <p>サ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ス 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 母子生活支援施設（定員40世帯以上）母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合においては次の額。</p> <p>算式 第三者評価受審に係る実費。ただし、年額308,000円を限度とする。</p> <p>ソ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合においては次の額。</p> <p>算式 建物の賃借に係る実費。ただし、月額100,000円を限度とする。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（自立援助ホーム及びファミリーホームにあつては、初めて児童を受託した日の属する月）の前月の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。</p> <p>ただし、その開所した日がその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>(3)一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからウまでにより算定した額の合算額とする。</p> <p>ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。 { [前年度の一時保護延べ人日 / 12月 / 30.4] (小数点以下第1位の数値を切り上げる) × 1.205 } (小数点以下第1位の数値を四捨五入)</p> <p>イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護所の専門職員等加算分保護単価</p> <p>ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)の別表に定める支給地域に所在する場合 一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。</p> <p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合(ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。)、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left(\begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} \div 30.4 \\ \text{(10円未満の端数は切り捨て)} \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right)$ <p>(注)受託施設が障害児入所施設又は指定医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。</p>
(2) 一般生活費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所（一時保護委託を含む）の一時保護児</p> <p>自立援助ホームの入所児童</p> <p>母子生活支援施設の入所者</p>	<p>その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費</p> <p>その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費</p> <p>その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費</p>	<p>(1)児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには (1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあつてはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																																													
(2) 一般生活費	母子生活支援施設の保育室における保育児童(保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。)	その児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費)	<p>童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。)</p> <p>一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="858 696 1364 1205"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th colspan="2">一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童養護施設</td> <td>乳児分</td> <td>56,180円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分</td> <td>48,690円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童自立支援施設</td> <td>入所児分</td> <td>48,690円</td> </tr> <tr> <td>通所児分</td> <td>14,980円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情緒障害児短期治療施設</td> <td>入所児分</td> <td>49,120円</td> </tr> <tr> <td>通所児分</td> <td>14,980円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">里親</td> <td>乳児分</td> <td>56,440円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分</td> <td>48,950円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳児院</td> <td>3才未満児分</td> <td>6,180円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児分</td> <td>48,690円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ファミリーホーム</td> <td>乳児分</td> <td>56,180円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分</td> <td>48,690円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td></td> <td>10,610円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">母子生活支援施設</td> <td>入所者</td> <td>3,640円</td> </tr> <tr> <td>保育室保育入所児童</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>9,130円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>5,770円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2)</p> <p>乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価95,820円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) 里親又はファミリーホームに対し各月初日以外の日に委託又はその解除の措置があった場合は、乳児(1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。)又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(1)の里親又はファミリーホームの一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の委託措置児童延人員数</p>	施設種別	一般生活費(月額)		児童養護施設	乳児分	56,180円	乳児以外分	48,690円	児童自立支援施設	入所児分	48,690円	通所児分	14,980円	情緒障害児短期治療施設	入所児分	49,120円	通所児分	14,980円	里親	乳児分	56,440円	乳児以外分	48,950円	乳児院	3才未満児分	6,180円	3歳以上児分	48,690円	ファミリーホーム	乳児分	56,180円	乳児以外分	48,690円	自立援助ホーム		10,610円	母子生活支援施設	入所者	3,640円	保育室保育入所児童		3歳未満児	9,130円	3歳以上児	5,770円
施設種別	一般生活費(月額)																																															
児童養護施設	乳児分	56,180円																																														
	乳児以外分	48,690円																																														
児童自立支援施設	入所児分	48,690円																																														
	通所児分	14,980円																																														
情緒障害児短期治療施設	入所児分	49,120円																																														
	通所児分	14,980円																																														
里親	乳児分	56,440円																																														
	乳児以外分	48,950円																																														
乳児院	3才未満児分	6,180円																																														
	3歳以上児分	48,690円																																														
ファミリーホーム	乳児分	56,180円																																														
	乳児以外分	48,690円																																														
自立援助ホーム		10,610円																																														
母子生活支援施設	入所者	3,640円																																														
	保育室保育入所児童																																															
	3歳未満児	9,130円																																														
	3歳以上児	5,770円																																														

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一 般 生 活 費			<p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日に措置又はその解除の措置があった場合は、児童(母子生活支援施設にあっては入所者又は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(1) 一般生活費月額保護単価 ÷ 30.4) × その月の措置児童(者) 延人員数</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合については、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(月額保護単価 ÷ その月の開所日数) × その月の通所した日数</p> <p>(注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>(5) 一時保護所(一時保護委託を含む)の場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数 × 1,600円(児童が乳児の場合、延児童数 ×</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費			<p>1,850円)</p> <p>法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×3,240円</p> <p>(ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く)</p>
生活費	里親の委託児童	里親が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	<p>里親が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>別に定める基準による延児童数×5,600円</p>
(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム</p> <p>算式(1)</p> <p>別に定める基準による児童数×月額26,100円</p> <p>一時保護委託児童</p> <p>算式(2)</p> <p>別に定める基準による児童数×日額850円</p>
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時保護委託児童(3歳未満児)	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>一時保護委託児童数(3歳未満児)×日額2,260円</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	ア	助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式により算定した額の合算額。</p> <p>算式</p> <p>ア その入所妊産婦が社会保険（健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。）の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。）に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。</p> <p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあっては、その認定額を加算する。</p> <p>注 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄			経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	イ 点数 以外 の 分	(ア) 分娩介助料	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	の項に定めるところによる。 分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき200,090円を限度として支弁できる。
	(イ) 胎盤処置料	胎盤処置料		胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。	
	(ウ) 新生児介補料	新生児介補料		新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。	
	(エ) 保険料	保険料		分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、30,000円を限度として支弁できる。	
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童			その児童の幼稚園就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園に就園している児童であって、幼稚園就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(6) 幼稚園費			<p>を合算した額。</p> <p>ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。</p>								
(7) 教育費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）、自立援助ホーム（第3欄の(8)に限る）若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。</p>	<p>次に掲げる経費</p> <p>(1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費</p> <p>(2) 教材代</p> <p>(3) 通学のための交通費</p> <p>(4) 部活動費</p> <p>(5) 学習塾費</p> <p>(6) 児童自立支援施設の教材費</p> <p>(7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等</p> <p>(8) 特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額。</p> <p>ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数</p> <p>教育費保護単価表（措置児童数1人当たり）</p> <table border="1" data-bbox="858 1512 1366 1615"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価（月額）</td> <td>2,170円</td> <td>4,300円</td> <td>4,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2)</p> <p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3)</p> <p>その施設又は里親のその月におけるそ</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価（月額）	2,170円	4,300円	4,300円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価（月額）	2,170円	4,300円	4,300円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(7) 教 育 費			<p>の措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額 算式(4)</p> <p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち部活動に入室している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。 算式(5)</p> <p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費等の実費を合算した額。 算式(6)</p> <p>教材費月額保護単価小学校該当児200円、中学校該当児280円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数（ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。） 算式(7)</p> <p>入学時特別加算費年額保護単価60,970円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数 算式(8)</p> <p>資格取得等特別加算費年額保護単価56,570円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(8) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。								
(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの。	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	<p>次の算式により算定した額の合算額 算式</p> <p>次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数</p> <p>見学旅行費保護単価表 (措置児童(者) 1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="858 1131 1364 1305"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>21,190円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>57,290円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	21,190円	中学校第3学年	57,290円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円
学年別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	21,190円										
中学校第3学年	57,290円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円										
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式</p> <p>次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="858 1803 1364 1926"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>40,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年入学児童</td> <td>47,400円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	40,600円	中学校第1学年入学児童	47,400円		
学年別	保護単価(年額)										
小学校第1学年入学児童	40,600円										
中学校第1学年入学児童	47,400円										

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄						
(11) 特別育成費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(2)に限る）、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの（既に就職しているものは除く。）（第3欄の(3)に限る）。</p>	<p>次に掲げる経費</p> <p>(1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等</p> <p>(2) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等</p> <p>(3) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数</p> <p>特別育成費保護単価表</p> <p>(措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="858 891 1362 976"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,910円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>33,910円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2)</p> <p>入学時特別加算費年額保護単価60,970円×高等学校第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(3)</p> <p>資格取得等特別加算費年額保護単価56,570円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるものの数)</p>	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	22,910円	私立高等学校	33,910円
公私別	保護単価(月額)								
国・公立高等学校	22,910円								
私立高等学校	33,910円								
(12) 夏季等特別行事費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加</p>	<p>その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等</p>	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算式</p> <p>夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,090円×夏季等特別行事参加措置児童数</p>						

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
	するもの。		
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,210円×12月初日の措置又は一時保護児童数
(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童であって、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、自立援助ホームの入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。
(15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの）の実費 算式(2)

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																								
			職業補導費月額保護単価4,940円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数																								
(16) 児童用採暖費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等又は里親の委託児童	その児童の冬期の採暖に必要な経費	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合においては、算式(2)により算定した額。</p> <p>ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。</p> <p>算式(1) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数</p> <p>(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="858 1559 1366 1839"> <thead> <tr> <th>施設種別 級地別</th> <th>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親</th> <th>乳児院</th> <th>母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧5級地</td> <td>7,000円</td> <td>7,410円</td> <td>1,170円</td> </tr> <tr> <td>旧4級地</td> <td>5,360円</td> <td>5,810円</td> <td>980円</td> </tr> <tr> <td>旧3級地</td> <td>3,470円</td> <td>3,690円</td> <td>610円</td> </tr> <tr> <td>旧2級地</td> <td>2,580円</td> <td>2,690円</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>1,290円</td> <td>1,290円</td> <td>190円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	施設種別 級地別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部	旧5級地	7,000円	7,410円	1,170円	旧4級地	5,360円	5,810円	980円	旧3級地	3,470円	3,690円	610円	旧2級地	2,580円	2,690円	390円	その他の地域	1,290円	1,290円	190円
施設種別 級地別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部																								
旧5級地	7,000円	7,410円	1,170円																								
旧4級地	5,360円	5,810円	980円																								
旧3級地	3,470円	3,690円	610円																								
旧2級地	2,580円	2,690円	390円																								
その他の地域	1,290円	1,290円	190円																								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(17) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価81,260円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価194,930円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数
(18) 自立学生進生活学支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費支度費1件当たり保護単価81,260円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価194,930円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が158,350円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式</p> <p>葬祭費1件当たり保護単価158,350円×死亡児数</p>
(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの。	その児童の搜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき搜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規定に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。
(21) 里親手当・里親受託支度費	里親委託児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに措置した際に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額の合算額。</p> <p>ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1)</p> <p>ア 里親手当 里親手当月額保護単価72,000円×1人 ただし、二人目以降は36,000円×その月の措置児童数</p> <p>イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価123,000円×1人 ただし、二人目は87,000円×1人</p> <p>算式(2)</p> <p>里親受託支度費1件当たり保護単価 43,820円×新規委託措置児童数</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(22) ファミリーホーム受託支度費	ファミリーホーム入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 ファミリーホーム受託支度費1件当たり保護単価43,820円×新規委託措置児童数
(23) 委一託時手保当護	一時保護委託児童であつて、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額2,360円

3 定員外支弁の禁止

事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1歳児、2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）+事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

算式(2)

[（事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額）÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

第7 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第8 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設の経過措置

児童福祉法の一部改正（平成9年法律第74号）により、児童養護施設へ移行するこ

ととなった虚弱児施設については、厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第9 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正（平成16年法律第153号）により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

表 児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情緒障害児短期治療施設 通所部 自立援助ホーム
階層 区分	定 義	徴収金基準額 (月 額)	徴収金基準額 (月 額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む） 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律による 支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税 世帯	2,200	1,100
C 1	A階層及びD階層を除 き当該年度分の市町村 民税の課税世帯であっ て、その市町村民税の 額の区分が次の区分に 該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世 帯) 4,500	2,200
C 2		所得割の額がある世 帯 6,600	3,300
D 1	A階層及びB階層を除 き前年分の所得税課税 世帯であって、その所 得税の額の区分が次の 区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000
D 2		15,001円から 40,000円まで	13,500
D 3		40,001円から 70,000円まで	18,700
D 4		70,001円から 183,000円まで	29,000
D 5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童 等にかかる措置費等の 支弁額(全額徴収。ただ し、その額が41,200円 を超えるときは 41,20 0円とする。)

D 6		403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
D 7		703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 8		1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D 9		1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D 10		2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D 11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)

D12	4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)
D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D14	6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備考	<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。))、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p>		

備 考	<p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法という」（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」</p> <p style="padding-left: 2em;">…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月1</p>
--------	---

別表 1

事務費の保護単価[児童 1 人(母子生活支援施設については 1 世帯)当たり]表

1 一般分保護単価

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	224,750	220,240	215,740	212,730	209,730	206,720	202,220	197,710
31～35人	209,840	205,610	201,390	198,580	195,760	192,950	188,730	184,510
36～40	194,920	190,990	187,050	184,430	181,810	179,180	175,250	171,310
41～45	190,900	187,000	183,090	180,490	177,890	175,290	171,390	167,480
46～50	167,130	163,720	160,300	158,020	155,740	153,460	150,050	146,630
51～55	162,950	159,620	156,280	154,060	151,830	149,610	146,270	142,930
56～60	158,770	155,520	152,270	150,090	147,920	145,750	142,500	139,240
61～65	154,760	151,590	148,410	146,290	144,180	142,060	138,880	135,710
66～70	150,740	147,650	144,550	142,490	140,430	138,360	135,270	132,180
71～75	147,160	144,140	141,110	139,100	137,080	135,070	132,040	129,020
76～80	143,570	140,620	137,670	135,700	133,730	131,760	128,810	125,860
81～85	140,970	138,060	135,160	133,230	131,300	129,360	126,460	123,560
86～90	138,360	135,510	132,660	130,760	128,860	126,960	124,110	121,260
91～95	135,510	132,730	129,940	128,090	126,230	124,380	121,590	118,800
96～100	132,680	129,960	127,230	125,420	123,600	121,790	119,070	116,350
101～105	131,230	128,530	125,840	124,040	122,240	120,440	117,760	115,060
106～110	129,780	127,110	124,440	122,660	120,880	119,110	116,440	113,770
111～115	128,320	125,680	123,040	121,280	119,520	117,760	115,120	112,480
116～120	126,860	124,250	121,640	119,900	118,150	116,410	113,800	111,190
121～125	125,550	122,950	120,370	118,640	116,920	115,190	112,600	110,020
126～130	124,230	121,660	119,090	117,390	115,680	113,970	111,410	108,850
131～135	123,370	120,820	118,270	116,580	114,880	113,170	110,630	108,080
136～140	122,520	119,980	117,450	115,760	114,070	112,390	109,850	107,320
141～145	121,300	118,790	116,270	114,600	112,930	111,250	108,740	106,230
146～150	120,080	117,590	115,100	113,440	111,780	110,120	107,640	105,150
151人以上	119,470	116,990	114,520	112,870	111,210	109,570	107,090	104,610

(1) 児童養護施設 (本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	237,200	232,390	227,590	224,380	221,180	217,970	213,160	208,350
31～35人	220,940	216,450	211,960	208,960	205,980	202,980	198,490	194,000
36～40	204,670	200,500	196,330	193,550	190,770	187,990	183,820	179,650

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 223,150	円 219,550	円 215,940	円 213,540	円 211,140	円 208,740	円 205,130	円 201,530

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	264,340	259,420	254,500	251,220	247,940	244,660	239,740	234,820
31～35人	249,130	244,460	239,780	236,660	233,540	230,420	225,750	221,070
36～40	233,920	229,490	225,050	222,100	219,150	216,190	211,750	207,330
41～45	230,030	225,590	221,150	218,190	215,220	212,260	207,820	203,380
46～50	216,390	212,170	207,960	205,150	202,340	199,530	195,310	191,100
51～55	210,790	206,670	202,550	199,800	197,050	194,300	190,180	186,060
56～60	205,200	201,170	197,140	194,460	191,770	189,080	185,060	181,030
61～65	200,530	196,570	192,620	189,990	187,350	184,710	180,760	176,800
66～70	195,860	191,980	188,090	185,510	182,920	180,330	176,460	172,580
71～75	191,560	187,750	183,940	181,400	178,860	176,320	172,510	168,700
76～80	187,270	183,520	179,780	177,290	174,800	172,300	168,560	164,820
81～85	184,190	180,490	176,800	174,330	171,870	169,400	165,710	162,010
86～90	181,110	177,460	173,800	171,370	168,930	166,500	162,850	159,200
91～95	177,770	174,170	170,560	168,150	165,750	163,350	159,740	156,130
96～100	174,440	170,880	167,320	164,940	162,570	160,190	156,630	153,070
101～105	173,070	169,540	166,010	163,650	161,300	158,950	155,410	151,880
106～110	171,720	168,210	164,700	162,370	160,030	157,700	154,190	150,680
111～115	170,090	166,610	163,130	160,810	158,500	156,180	152,700	149,230
116～120	168,450	165,010	161,550	159,250	156,960	154,660	151,210	147,760
121～125	167,440	164,010	160,580	158,290	156,000	153,720	150,280	146,850
126～130	166,440	163,010	159,600	157,320	155,050	152,770	149,350	145,930
131～135	165,160	161,760	158,370	156,110	153,840	151,580	148,190	144,790
136～140	163,880	160,510	157,140	154,890	152,640	150,390	147,020	143,640
141～145	162,840	159,480	156,120	153,880	151,640	149,400	146,040	142,680
146～150	161,800	158,460	155,110	152,880	150,650	148,420	145,070	141,720
151人以上	160,940	157,620	154,280	152,060	149,840	147,620	144,280	140,960

(4) 乳児院（2歳未満児用）

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	774,340	758,850	743,350	733,020	722,690	712,350	696,860	681,360
11～15人	611,980	599,600	587,220	578,970	570,710	562,460	550,080	537,700
16～20	544,380	533,100	521,810	514,290	506,770	499,250	487,970	476,680
21～25	475,930	466,040	456,140	449,550	442,950	436,350	426,460	416,560
26～30	457,380	447,830	438,290	431,930	425,570	419,200	409,660	400,120
31～35	443,950	434,670	425,390	419,200	413,010	406,820	397,540	388,250
36～40	430,520	421,510	412,480	406,470	400,450	394,440	385,420	376,400
41～45	418,980	410,190	401,390	395,530	389,670	383,810	375,010	366,210
46～50	407,450	398,880	390,310	384,590	378,880	373,170	364,600	356,030
51～55	402,700	394,230	385,750	380,100	374,450	368,790	360,320	351,840
56～60	397,950	389,570	381,190	375,600	370,010	364,420	356,040	347,660
61～65	393,680	385,380	377,080	371,550	366,020	360,480	352,180	343,880
66～70	389,400	381,190	372,970	367,490	362,020	356,540	348,330	340,110
71～75	385,610	377,470	369,330	363,900	358,470	353,050	344,910	336,770
76～80	381,810	373,750	365,680	360,300	354,930	349,550	341,490	333,420
81～85	378,170	370,180	362,180	356,860	351,520	346,200	338,200	330,210
86～90	374,530	366,610	358,680	353,400	348,120	342,840	334,920	327,000
91人以上	370,530	362,690	354,850	349,620	344,390	339,170	331,330	323,490

(4) 乳児院（2歳児用）

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	679,710	666,250	652,790	643,810	634,840	625,860	612,400	598,940
11～15人	550,950	539,850	528,740	521,340	513,930	506,530	495,420	484,320
16～20	473,830	464,020	454,220	447,680	441,140	434,610	424,800	415,000
21～25	438,340	429,210	420,090	414,000	407,910	401,830	392,700	383,570
26～30	410,790	402,200	393,600	387,880	382,150	376,420	367,830	359,240
31～35	398,280	389,940	381,590	376,020	370,450	364,890	356,540	348,190
36～40	385,780	377,670	369,570	364,160	358,760	353,360	345,250	337,140
41～45	373,270	365,410	357,550	352,310	347,060	341,820	333,960	326,100
46～50	360,770	353,150	345,530	340,450	335,370	330,290	322,670	315,050
51～55	356,660	349,120	341,580	336,560	331,530	326,510	318,970	311,430
56～60	352,550	345,100	337,640	332,670	327,690	322,720	315,260	307,810
61～65	348,450	341,070	333,690	328,770	323,860	318,940	311,560	304,180
66～70	344,340	337,040	329,750	324,880	320,020	315,150	307,860	300,560
71～75	340,230	333,020	325,800	320,990	316,180	311,370	304,160	296,940
76～80	336,120	328,990	321,850	317,100	312,340	307,590	300,450	293,320
81～85	332,010	324,960	317,910	313,210	308,500	303,800	296,750	289,700
86～90	327,900	320,930	313,960	309,310	304,670	300,020	293,050	286,080
91人以上	323,800	316,910	310,020	305,420	300,830	296,230	289,340	282,450

(4) 乳児院（3歳以上児用）

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	575,950	564,630	553,320	545,770	538,230	530,680	519,370	508,050
11～15人	419,120	410,850	402,590	397,080	391,570	386,060	377,790	369,530
16～20人	350,230	343,090	335,950	331,190	326,430	321,670	314,530	307,380
21～25	319,690	313,120	306,550	302,170	297,790	293,410	286,830	280,260
26～30	295,430	289,330	283,220	279,150	275,080	271,010	264,910	258,800
31～35	282,100	276,260	270,410	266,520	262,620	258,730	252,880	247,040
36～40	268,780	263,190	257,610	253,890	250,160	246,440	240,860	235,270
41～45	255,450	250,120	244,800	241,250	237,700	234,150	228,830	223,510
46～50	242,120	237,060	231,990	228,620	225,240	221,870	216,810	211,740
51～55	237,520	232,550	227,570	224,260	220,950	217,630	212,660	207,690
56～60	232,910	228,030	223,160	219,900	216,650	213,400	208,520	203,640
61～65	228,310	223,520	218,740	215,540	212,350	209,160	204,370	199,580
66～70	223,710	219,010	214,320	211,190	208,060	204,920	200,230	195,530
71～75	219,110	214,500	209,900	206,830	203,760	200,690	196,090	191,480
76～80	214,500	209,990	205,480	202,470	199,460	196,450	191,940	187,430
81～85	209,900	205,480	201,060	198,110	195,170	192,220	187,800	183,380
86～90	205,300	200,970	196,640	193,750	190,870	187,980	183,650	179,320
91人以上	200,700	196,460	192,220	189,400	186,570	183,750	179,510	175,270

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	599,150	587,290	575,420	567,510	559,600	551,680	539,820	527,950

(6) 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで 世帯	166,950	164,000	161,060	159,090	157,130	155,170	152,220	149,280
11～20	145,410	142,610	139,820	137,960	136,090	134,230	131,440	128,640
21～30	116,380	114,110	111,830	110,310	108,790	107,270	104,990	102,720
31～40	87,640	85,930	84,220	83,090	81,950	80,810	79,100	77,390
41～50	79,040	77,510	75,970	74,940	73,920	72,890	71,360	69,820
51世帯以上	70,450	69,080	67,710	66,800	65,890	64,980	63,610	62,250

(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	140,470	138,190	135,910	134,390	132,870	131,350	129,070	126,790

(8) 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	326,630	319,590	312,550	307,860	303,160	298,470	291,430	284,390
31～35人	310,160	303,460	296,760	292,290	287,830	283,370	276,670	269,960
36～40人	293,690	287,340	280,970	276,740	272,500	268,270	261,900	255,550
41～45人	281,630	275,520	269,410	265,330	261,260	257,180	251,070	244,950
46人以上	269,580	263,710	257,840	253,930	250,010	246,100	240,230	234,370

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
区分								
児童自立支援施設通所部	円	円	円	円	円	円	円	円
	68,660	67,170	65,680	64,690	63,690	62,700	61,210	59,720

(10) 情緒障害児短期治療施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
区分								
情緒障害児短期治療施設通所部	円	円	円	円	円	円	円	円
	104,280	101,980	99,680	98,150	96,620	95,090	92,790	90,490

(11) 自立援助ホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	204,570	200,870	197,160	194,690	192,220	189,750	186,040	182,340
7～9人	190,400	186,750	183,090	180,660	178,220	175,780	172,130	168,480
10～12	183,320	179,690	176,060	173,640	171,220	168,800	165,170	161,550
13～15	179,070	175,450	171,840	169,430	167,020	164,610	161,000	157,390
16～18	176,230	172,630	169,030	166,630	164,220	161,820	158,220	154,610
19人以上	173,840	170,240	166,640	164,250	161,850	159,450	155,860	152,260

(12) ファミリーホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員又は現員								
1人につき	円	円	円	円	円	円	円	円
	158,070	156,140	154,210	152,920	151,630	150,350	148,420	146,490

(11) 一時保護所

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	9,185,210	8,962,020	8,738,820	8,590,020	8,441,220	8,292,430	8,069,230	7,846,030
6～10人	14,118,850	13,773,520	13,428,200	13,197,980	12,967,760	12,737,540	12,392,220	12,046,890
11～15	19,052,490	18,585,030	18,117,570	17,805,940	17,494,300	17,182,660	16,715,200	16,247,740
16～20	23,986,120	23,396,540	22,806,950	22,413,900	22,020,830	21,627,780	21,038,190	20,448,600
21～25	28,919,760	28,208,040	27,496,330	27,021,860	26,547,370	26,072,890	25,361,180	24,649,460
26～30	33,853,400	33,019,550	32,185,700	31,629,810	31,073,910	30,518,010	29,684,170	28,850,310
31～35	38,787,030	37,831,060	36,875,080	36,237,770	35,600,450	34,963,130	34,007,150	33,051,170
36～40	43,720,670	42,642,570	41,564,460	40,845,730	40,126,980	39,408,250	38,330,140	37,252,020
41～45	48,654,310	47,454,070	46,253,840	45,453,690	44,653,520	43,853,360	42,653,130	41,452,880
46～50	53,587,950	52,265,580	50,943,210	50,061,650	49,180,060	48,298,480	46,976,110	45,653,740
51～55	58,521,580	57,077,090	55,632,590	54,669,600	53,706,590	52,743,600	51,299,100	49,854,590
56～60	63,455,220	61,888,590	60,321,970	59,277,560	58,233,130	57,188,710	55,622,090	54,055,450
61～65	68,388,860	66,700,100	65,011,340	63,885,520	62,759,670	61,633,830	59,945,070	58,256,300
66～70	73,322,490	71,511,610	69,700,720	68,493,480	67,286,200	66,078,950	64,268,060	62,457,160

※1か所当たりの年額

2 加算分保護単価

(1) 児童養護施設の乳児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 226,560	円 221,650	円 216,740	円 213,470	円 210,190	円 206,920	円 202,010	円 197,100

(2) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 211,500	円 206,990	円 202,490	円 199,480	円 196,480	円 193,470	円 188,960	円 184,450

(3) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 150,100	円 146,900	円 143,700	円 141,570	円 139,430	円 137,300	円 134,100	円 130,900

(4) 児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 31,870	円 31,190	円 30,510	円 30,050	円 29,600	円 29,150	円 28,470	円 27,790

(5) 里親支援専門相談員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,900	16,540	16,180	15,950	15,710	15,470	15,110	14,750
31～35人	14,490	14,180	13,870	13,670	13,460	13,260	12,950	12,640
36～40	12,680	12,410	12,140	11,960	11,780	11,600	11,330	11,060
41～45	11,270	11,030	10,790	10,630	10,470	10,310	10,070	9,830
46～50	10,140	9,920	9,710	9,570	9,420	9,280	9,060	8,850
51～55	9,220	9,020	8,830	8,700	8,570	8,430	8,240	8,040
56～60	8,450	8,270	8,090	7,970	7,850	7,730	7,550	7,370
61～65	7,800	7,630	7,470	7,360	7,250	7,140	6,970	6,810
66～70	7,240	7,090	6,930	6,830	6,730	6,630	6,470	6,320
71～75	6,760	6,610	6,470	6,380	6,280	6,180	6,040	5,900
76～80	6,340	6,200	6,070	5,980	5,890	5,800	5,660	5,530
81～85	5,960	5,840	5,710	5,630	5,540	5,460	5,330	5,200
86～90	5,630	5,510	5,390	5,310	5,230	5,150	5,030	4,910
91～95	5,330	5,220	5,110	5,030	4,960	4,880	4,770	4,650
96～100	5,070	4,960	4,850	4,780	4,710	4,640	4,530	4,420
101～105	4,830	4,720	4,620	4,550	4,480	4,420	4,310	4,210
106～110	4,610	4,510	4,410	4,350	4,280	4,220	4,120	4,020
111～115	4,410	4,310	4,220	4,160	4,090	4,030	3,940	3,840
116～120	4,220	4,130	4,040	3,980	3,920	3,860	3,770	3,680
121～125	4,050	3,970	3,880	3,820	3,770	3,710	3,620	3,540
126～130	3,900	3,810	3,730	3,680	3,620	3,570	3,480	3,400
131～135	3,750	3,670	3,590	3,540	3,490	3,430	3,350	3,270
136～140	3,620	3,540	3,460	3,410	3,360	3,310	3,230	3,160
141～145	3,490	3,420	3,350	3,300	3,250	3,200	3,120	3,050
146～150	3,380	3,310	3,230	3,190	3,140	3,090	3,020	2,950
151人以上	3,270	3,200	3,130	3,080	3,040	2,990	2,920	2,850

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	50,720	49,640	48,560	47,850	47,130	46,410	45,330	44,260
11～15人	33,810	33,090	32,370	31,900	31,420	30,940	30,220	29,500
16～20人	25,360	24,820	24,280	23,920	23,560	23,200	22,670	22,130
21～25	20,280	19,850	19,420	19,140	18,850	18,560	18,130	17,700
26～30	16,900	16,540	16,180	15,950	15,710	15,470	15,110	14,750
31～35	14,490	14,180	13,870	13,670	13,460	13,260	12,950	12,640
36～40	12,680	12,410	12,140	11,960	11,780	11,600	11,330	11,060
41～45	11,270	11,030	10,790	10,630	10,470	10,310	10,070	9,830
46～50	10,140	9,920	9,710	9,570	9,420	9,280	9,060	8,850
51～55	9,220	9,020	8,830	8,700	8,570	8,430	8,240	8,040
56～60	8,450	8,270	8,090	7,970	7,850	7,730	7,550	7,370
61～65	7,800	7,630	7,470	7,360	7,250	7,140	6,970	6,810
66～70	7,240	7,090	6,930	6,830	6,730	6,630	6,470	6,320
71～75	6,760	6,610	6,470	6,380	6,280	6,180	6,040	5,900
76～80	6,340	6,200	6,070	5,980	5,890	5,800	5,660	5,530
81～85	5,960	5,840	5,710	5,630	5,540	5,460	5,330	5,200
86～90	5,630	5,510	5,390	5,310	5,230	5,150	5,030	4,910
91人以上	5,330	5,220	5,110	5,030	4,960	4,880	4,770	4,650

(6) 心理担当職員加算分保護単価 (常勤単価)

ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,640	16,280	15,920	15,680	15,440	15,200	14,850	14,490
31～35人	14,260	13,950	13,650	13,440	13,240	13,030	12,720	12,420
36～40	12,480	12,210	11,940	11,760	11,580	11,400	11,130	10,860
41～45	11,090	10,850	10,610	10,450	10,290	10,130	9,900	9,660
46～50	9,980	9,770	9,550	9,410	9,260	9,120	8,910	8,690
51～55	9,070	8,880	8,680	8,550	8,420	8,290	8,100	7,900
56～60	8,320	8,140	7,960	7,840	7,720	7,600	7,420	7,240
61～65	7,680	7,510	7,350	7,240	7,130	7,010	6,850	6,680
66～70	7,130	6,970	6,820	6,720	6,620	6,510	6,360	6,210
71～75	6,650	6,510	6,370	6,270	6,170	6,080	5,940	5,790
76～80	6,240	6,100	5,970	5,880	5,790	5,700	5,560	5,430
81～85	5,870	5,740	5,620	5,530	5,450	5,360	5,240	5,110
86～90	5,540	5,420	5,300	5,220	5,140	5,060	4,950	4,830
91～95	5,250	5,140	5,020	4,950	4,870	4,800	4,680	4,570
96～100	4,990	4,880	4,770	4,700	4,630	4,560	4,450	4,340
101～105	4,750	4,650	4,550	4,480	4,410	4,340	4,240	4,140
106～110	4,530	4,440	4,340	4,270	4,210	4,140	4,050	3,950
111～115	4,340	4,240	4,150	4,090	4,030	3,960	3,870	3,780
116～120	4,160	4,070	3,980	3,920	3,860	3,800	3,710	3,620
121～125	3,990	3,900	3,820	3,760	3,700	3,650	3,560	3,470
126～130	3,840	3,750	3,670	3,620	3,560	3,510	3,420	3,340
131～135	3,690	3,610	3,530	3,480	3,430	3,380	3,300	3,220
136～140	3,560	3,490	3,410	3,360	3,310	3,250	3,180	3,100
141～145	3,440	3,360	3,290	3,240	3,190	3,140	3,070	2,990
146～150	3,320	3,250	3,180	3,130	3,090	3,040	2,970	2,890
151人以上	3,220	3,150	3,080	3,030	2,990	2,940	2,870	2,800

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,930	48,850	47,770	47,060	46,340	45,620	44,540	43,470
11～15人	33,280	32,560	31,850	31,370	30,890	30,410	29,690	28,980
16～20	24,960	24,420	23,880	23,530	23,170	22,810	22,270	21,730
21～25	19,970	19,540	19,110	18,820	18,530	18,250	17,820	17,380
26～30	16,640	16,280	15,920	15,680	15,440	15,200	14,850	14,490
31～35	14,260	13,950	13,650	13,440	13,240	13,030	12,720	12,420
36～40	12,480	12,210	11,940	11,760	11,580	11,400	11,130	10,860
41～45	11,090	10,850	10,610	10,450	10,290	10,130	9,900	9,660
46～50	9,980	9,770	9,550	9,410	9,260	9,120	8,910	8,690
51～55	9,070	8,880	8,680	8,550	8,420	8,290	8,100	7,900
56～60	8,320	8,140	7,960	7,840	7,720	7,600	7,420	7,240
61～65	7,680	7,510	7,350	7,240	7,130	7,010	6,850	6,680
66～70	7,130	6,970	6,820	6,720	6,620	6,510	6,360	6,210
71～75	6,650	6,510	6,370	6,270	6,170	6,080	5,940	5,790
76～80	6,240	6,100	5,970	5,880	5,790	5,700	5,560	5,430
81～85	5,870	5,740	5,620	5,530	5,450	5,360	5,240	5,110
86～90	5,540	5,420	5,300	5,220	5,140	5,060	4,950	4,830
91人以上	5,250	5,140	5,020	4,950	4,870	4,800	4,680	4,570

ウ 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,280	32,560	31,850	31,370	30,890	30,410	29,690	28,980
11～20世帯	24,960	24,420	23,880	23,530	23,170	22,810	22,270	21,730
21～30	16,640	16,280	15,920	15,680	15,440	15,200	14,850	14,490
31～40	12,480	12,210	11,940	11,760	11,580	11,400	11,130	10,860
41～50	9,980	9,770	9,550	9,410	9,260	9,120	8,910	8,690
51世帯以上	8,320	8,140	7,960	7,840	7,720	7,600	7,420	7,240

(7) 個別対応職員加算分保護単価

ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	55,470	54,280	53,080	52,280	51,490	50,690	49,490	48,300

イ 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,280	32,560	31,850	31,370	30,890	30,410	29,690	28,980
11～20世帯	24,960	24,420	23,880	23,530	23,170	22,810	22,270	21,730
21～30	16,640	16,280	15,920	15,680	15,440	15,200	14,850	14,490
31～40	12,480	12,210	11,940	11,760	11,580	11,400	11,130	10,860
41～50	9,980	9,770	9,550	9,410	9,260	9,120	8,910	8,690
51世帯以上	8,320	8,140	7,960	7,840	7,720	7,600	7,420	7,240

(8) 職業指導員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,050	14,730	14,410	14,200	13,990	13,780	13,460	13,140
31～35人	12,900	12,630	12,350	12,170	11,990	11,810	11,530	11,260
36～40	11,290	11,050	10,810	10,650	10,490	10,330	10,090	9,850
41～45	10,030	9,820	9,610	9,470	9,320	9,180	8,970	8,760
46～50	9,030	8,840	8,650	8,520	8,390	8,260	8,070	7,880
51～55	8,210	8,030	7,860	7,740	7,630	7,510	7,340	7,160
56～60	7,520	7,360	7,210	7,100	6,990	6,890	6,730	6,570
61～65	6,950	6,800	6,650	6,550	6,450	6,360	6,210	6,060
66～70	6,450	6,310	6,180	6,080	5,990	5,900	5,760	5,630
71～75	6,020	5,890	5,760	5,680	5,590	5,510	5,380	5,250
76～80	5,640	5,520	5,400	5,320	5,240	5,160	5,040	4,920
81～85	5,310	5,200	5,080	5,010	4,930	4,860	4,750	4,630
86～90	5,010	4,910	4,800	4,730	4,660	4,590	4,480	4,380
91～95	4,750	4,650	4,550	4,480	4,410	4,350	4,250	4,150
96～100	4,510	4,420	4,320	4,260	4,190	4,130	4,030	3,940
101～105	4,300	4,210	4,120	4,050	3,990	3,930	3,840	3,750
106～110	4,100	4,020	3,930	3,870	3,810	3,750	3,670	3,580
111～115	3,920	3,840	3,760	3,700	3,650	3,590	3,510	3,420
116～120	3,760	3,680	3,600	3,550	3,490	3,440	3,360	3,280
121～125	3,610	3,530	3,460	3,400	3,350	3,300	3,230	3,150
126～130	3,470	3,400	3,320	3,270	3,220	3,180	3,100	3,030
131～135	3,340	3,270	3,200	3,150	3,110	3,060	2,990	2,920
136～140	3,220	3,150	3,090	3,040	2,990	2,950	2,880	2,810
141～145	3,110	3,040	2,980	2,930	2,890	2,850	2,780	2,710
146～150	3,010	2,940	2,880	2,840	2,790	2,750	2,690	2,620
151人以上	2,910	2,850	2,790	2,750	2,700	2,660	2,600	2,540

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,930	15,590	15,240	15,020	14,790	14,560	14,220	13,870
31～35人	13,650	13,360	13,070	12,870	12,670	12,480	12,180	11,890
36～40	11,950	11,690	11,430	11,260	11,090	10,920	10,660	10,400
41～45	10,620	10,390	10,160	10,010	9,860	9,700	9,480	9,250
46～50	9,560	9,350	9,150	9,010	8,870	8,730	8,530	8,320
51～55	8,690	8,500	8,310	8,190	8,060	7,940	7,750	7,560
56～60	7,960	7,790	7,620	7,510	7,390	7,280	7,110	6,930
61～65	7,350	7,190	7,030	6,930	6,820	6,720	6,560	6,400
66～70	6,830	6,680	6,530	6,430	6,330	6,240	6,090	5,940
71～75	6,370	6,230	6,100	6,000	5,910	5,820	5,680	5,550
76～80	5,970	5,840	5,710	5,630	5,540	5,460	5,330	5,200
81～85	5,620	5,500	5,380	5,300	5,220	5,140	5,010	4,890
86～90	5,310	5,190	5,080	5,000	4,930	4,850	4,740	4,620
91～95	5,030	4,920	4,810	4,740	4,670	4,590	4,490	4,380
96～100	4,780	4,670	4,570	4,500	4,430	4,360	4,260	4,160
101～105	4,550	4,450	4,350	4,290	4,220	4,160	4,060	3,960
106～110	4,340	4,250	4,150	4,090	4,030	3,970	3,870	3,780
111～115	4,150	4,060	3,970	3,910	3,850	3,790	3,710	3,620
116～120	3,980	3,890	3,810	3,750	3,690	3,640	3,550	3,460
121～125	3,820	3,740	3,660	3,600	3,550	3,490	3,410	3,330
126～130	3,670	3,590	3,510	3,460	3,410	3,360	3,280	3,200
131～135	3,540	3,460	3,380	3,330	3,280	3,230	3,160	3,080
136～140	3,410	3,340	3,260	3,210	3,170	3,120	3,040	2,970
141～145	3,290	3,220	3,150	3,100	3,060	3,010	2,940	2,870
146～150	3,180	3,110	3,050	3,000	2,950	2,910	2,840	2,770
151人以上	3,080	3,010	2,950	2,900	2,860	2,810	2,750	2,680

(9) 看護師加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,780	14,420	14,060	13,820	13,580	13,340	12,980	12,620
31～35人	12,670	12,360	12,050	11,840	11,640	11,430	11,120	10,820
36～40	11,080	10,810	10,540	10,360	10,180	10,000	9,730	9,460
41～45	9,850	9,610	9,370	9,210	9,050	8,890	8,650	8,410
46～50	8,870	8,650	8,430	8,290	8,150	8,000	7,790	7,570
51～55	8,060	7,860	7,670	7,540	7,400	7,270	7,080	6,880
56～60	7,390	7,210	7,030	6,910	6,790	6,670	6,490	6,310
61～65	6,820	6,650	6,490	6,380	6,260	6,150	5,990	5,820
66～70	6,330	6,180	6,020	5,920	5,820	5,710	5,560	5,410
71～75	5,910	5,760	5,620	5,520	5,430	5,330	5,190	5,040
76～80	5,540	5,400	5,270	5,180	5,090	5,000	4,860	4,730
81～85	5,210	5,090	4,960	4,870	4,790	4,700	4,580	4,450
86～90	4,920	4,800	4,680	4,600	4,520	4,440	4,320	4,200
91～95	4,660	4,550	4,440	4,360	4,280	4,210	4,100	3,980
96～100	4,430	4,320	4,210	4,140	4,070	4,000	3,890	3,780
101～105	4,220	4,120	4,010	3,940	3,880	3,810	3,700	3,600
106～110	4,030	3,930	3,830	3,770	3,700	3,630	3,540	3,440
111～115	3,850	3,760	3,660	3,600	3,540	3,480	3,380	3,290
116～120	3,690	3,600	3,510	3,450	3,390	3,330	3,240	3,150
121～125	3,540	3,460	3,370	3,310	3,260	3,200	3,110	3,030
126～130	3,410	3,320	3,240	3,190	3,130	3,070	2,990	2,910
131～135	3,280	3,200	3,120	3,070	3,010	2,960	2,880	2,800
136～140	3,160	3,090	3,010	2,960	2,910	2,850	2,780	2,700
141～145	3,050	2,980	2,910	2,860	2,810	2,760	2,680	2,610
146～150	2,950	2,880	2,810	2,760	2,710	2,660	2,590	2,520
151人以上	2,860	2,790	2,720	2,670	2,620	2,580	2,510	2,440

(10) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで 世帯	30,110	29,470	28,830	28,410	27,980	27,560	26,920	26,280
11～20	22,580	22,100	21,620	21,300	20,990	20,670	20,190	19,710
21～30	15,050	14,730	14,410	14,200	13,990	13,780	13,460	13,140
31～40	13,550	13,260	12,970	12,780	12,590	12,400	12,110	11,820
41～50	12,040	11,790	11,530	11,360	11,190	11,020	10,760	10,510
51世帯以上	10,540	10,310	10,090	9,940	9,790	9,640	9,420	9,200

(11) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	50,540	49,400	48,260	47,500	46,740	45,980	44,840	43,700
20世帯	25,270	24,700	24,130	23,750	23,370	22,990	22,420	21,850

(12) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20世帯	23,990	23,450	22,920	22,560	22,200	21,840	21,300	20,760
21～30	15,990	15,630	15,280	15,040	14,800	14,560	14,200	13,840
31～40	11,990	11,720	11,460	11,280	11,100	10,920	10,650	10,380
41～50	10,790	10,550	10,310	10,150	9,990	9,830	9,580	9,340
51世帯以上	9,590	9,380	9,160	9,020	8,880	8,730	8,520	8,300

(13) 小規模グループケア加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	20,150	19,790	19,430	19,200	18,960	18,720	18,360	18,000
31～35人	17,270	16,970	16,660	16,450	16,250	16,040	15,740	15,430
36～40	15,110	14,840	14,570	14,400	14,220	14,040	13,770	13,500
41～45	13,430	13,190	12,950	12,800	12,640	12,480	12,240	12,000
46～50	12,090	11,870	11,660	11,520	11,370	11,230	11,010	10,800
51～55	10,990	10,790	10,600	10,470	10,340	10,210	10,010	9,820
56～60	10,070	9,890	9,720	9,600	9,480	9,360	9,180	9,000
61～65	9,300	9,130	8,970	8,860	8,750	8,640	8,470	8,310
66～70	8,630	8,480	8,330	8,220	8,120	8,020	7,870	7,710
71～75	8,060	7,910	7,770	7,680	7,580	7,480	7,340	7,200
76～80	7,550	7,420	7,290	7,200	7,110	7,020	6,880	6,750
81～85	7,110	6,980	6,860	6,770	6,690	6,600	6,480	6,350
86～90	6,710	6,590	6,480	6,400	6,320	6,240	6,120	6,000
91～95	6,360	6,250	6,130	6,060	5,980	5,910	5,790	5,680
96～100	6,040	5,930	5,830	5,760	5,680	5,610	5,500	5,400
101～105	5,750	5,650	5,550	5,480	5,410	5,340	5,240	5,140
106～110	5,490	5,390	5,300	5,230	5,170	5,100	5,000	4,910
111～115	5,250	5,160	5,070	5,000	4,940	4,880	4,790	4,690
116～120	5,030	4,940	4,850	4,800	4,740	4,680	4,590	4,500
121～125	4,830	4,750	4,660	4,600	4,550	4,490	4,400	4,320
126～130	4,650	4,560	4,480	4,430	4,370	4,320	4,230	4,150
131～135	4,480	4,400	4,320	4,260	4,210	4,160	4,080	4,000
136～140	4,310	4,240	4,160	4,110	4,060	4,010	3,930	3,850
141～145	4,170	4,090	4,020	3,970	3,920	3,870	3,790	3,720
146～150	4,030	3,960	3,880	3,840	3,790	3,740	3,670	3,600
151人以上	3,900	3,830	3,760	3,710	3,670	3,620	3,550	3,480

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	60,470	59,390	58,310	57,600	56,880	56,160	55,080	54,010
11～15人	40,310	39,590	38,870	38,400	37,920	37,440	36,720	36,000
16～20	30,230	29,690	29,150	28,800	28,440	28,080	27,540	27,000
21～25	24,180	23,750	23,320	23,040	22,750	22,460	22,030	21,600
26～30	20,150	19,790	19,430	19,200	18,960	18,720	18,360	18,000
31～35	17,270	16,970	16,660	16,450	16,250	16,040	15,740	15,430
36～40	15,110	14,840	14,570	14,400	14,220	14,040	13,770	13,500
41～45	13,430	13,190	12,950	12,800	12,640	12,480	12,240	12,000
46～50	12,090	11,870	11,660	11,520	11,370	11,230	11,010	10,800
51～55	10,990	10,790	10,600	10,470	10,340	10,210	10,010	9,820
56～60	10,070	9,890	9,720	9,600	9,480	9,360	9,180	9,000
61～65	9,300	9,130	8,970	8,860	8,750	8,640	8,470	8,310
66～70	8,630	8,480	8,330	8,220	8,120	8,020	7,870	7,710
71～75	8,060	7,910	7,770	7,680	7,580	7,480	7,340	7,200
76～80	7,550	7,420	7,290	7,200	7,110	7,020	6,880	6,750
81～85	7,110	6,980	6,860	6,770	6,690	6,600	6,480	6,350
86～90	6,710	6,590	6,480	6,400	6,320	6,240	6,120	6,000
91人以上	6,360	6,250	6,130	6,060	5,980	5,910	5,790	5,680

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	20,150	19,790	19,430	19,200	18,960	18,720	18,360	18,000
31～35人	17,270	16,970	16,660	16,450	16,250	16,040	15,740	15,430
36～40	15,110	14,840	14,570	14,400	14,220	14,040	13,770	13,500
41～45	13,430	13,190	12,950	12,800	12,640	12,480	12,240	12,000
46人以上	12,090	11,870	11,660	11,520	11,370	11,230	11,010	10,800

(14) 心理担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)

ア 児童養護施設、児童自立支援施設
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	9,210
31 ~ 35人	7,890
36 ~ 40	6,910
41 ~ 45	6,140
46 ~ 50	5,520
51 ~ 55	5,020
56 ~ 60	4,600
61 ~ 65	4,250
66 ~ 70	3,940
71 ~ 75	3,680
76 ~ 80	3,450
81 ~ 85	3,250
86 ~ 90	3,070
91 ~ 95	2,910
96 ~ 100	2,760
101 ~ 105	2,630
106 ~ 110	2,510
111 ~ 115	2,400
116 ~ 120	2,300
121 ~ 125	2,210
126 ~ 130	2,120
131 ~ 135	2,040
136 ~ 140	1,970
141 ~ 145	1,900
146 ~ 150	1,840
151人以上	1,780

イ 乳児院
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	27,640
11 ~ 15人	18,420
16 ~ 20	13,820
21 ~ 25	11,050
26 ~ 30	9,210
31 ~ 35	7,890
36 ~ 40	6,910
41 ~ 45	6,140
46 ~ 50	5,520
51 ~ 55	5,020
56 ~ 60	4,600
61 ~ 65	4,250
66 ~ 70	3,940
71 ~ 75	3,680
76 ~ 80	3,450
81 ~ 85	3,250
86 ~ 90	3,070
91人以上	2,910

ウ 母子生活支援施設
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	27,640
11 ~ 20世帯	13,820
21 ~ 30	9,210
31 ~ 40	6,910
41 ~ 50	5,520
51世帯以上	4,600

エ 児童養護施設、児童自立支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	<u>6,130</u>
31 ~ 35人	<u>5,260</u>
36 ~ 40	<u>4,600</u>
41 ~ 45	<u>4,090</u>
46 ~ 50	<u>3,680</u>
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	<u>2,830</u>
66 ~ 70	<u>2,630</u>
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	<u>2,300</u>
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
96 ~ 100	<u>1,840</u>
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	<u>1,600</u>
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,410
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	<u>1,270</u>
146 ~ 150	1,220
151人以上	1,180

オ 乳児院
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	18,410
11 ～ 15人	12,270
16 ～ 20	9,200
21 ～ 25	7,360
26 ～ 30	6,130
31 ～ 35	5,260
36 ～ 40	4,600
41 ～ 45	4,090
46 ～ 50	3,680
51 ～ 55	3,340
56 ～ 60	3,060
61 ～ 65	2,830
66 ～ 70	2,630
71 ～ 75	2,450
76 ～ 80	2,300
81 ～ 85	2,160
86 ～ 90	2,040
91人以上	1,930

カ 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	18,410
11 ～ 20世帯	9,200
21 ～ 30	6,130
31 ～ 40	4,600
41 ～ 50	3,680
51世帯以上	3,060

(15) 基幹的職員加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	850	830	810	800	780	770	750	730
31～35人	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	610	600	590	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	500	480
46～50	510	500	480	480	470	460	450	430
51～55	460	450	440	430	420	420	410	390
56～60	420	410	400	400	390	380	370	360
61～65	390	380	370	370	360	350	340	330
66～70	360	350	340	340	330	330	320	310
71～75	340	330	320	320	310	300	300	290
76～80	320	310	300	300	290	290	280	270
81～85	300	290	280	280	270	270	260	250
86～90	280	270	270	260	260	250	250	240
91～95	270	260	250	250	240	240	230	230
96～100	250	250	240	240	230	230	220	210
101～105	240	230	230	220	220	220	210	200
106～110	230	220	220	210	210	210	200	190
111～115	220	210	210	200	200	200	190	190
116～120	210	200	200	200	190	190	180	180
121～125	200	200	190	190	180	180	180	170
126～130	190	190	180	180	180	170	170	160
131～135	190	180	180	170	170	170	160	160
136～140	180	170	170	170	160	160	160	150
141～145	170	170	160	160	160	160	150	150
146～150	170	160	160	160	150	150	150	140
151人以上	160	160	150	150	150	150	140	140

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	<u>2,570</u>	2,500	2,440	<u>2,400</u>	<u>2,360</u>	2,310	<u>2,250</u>	<u>2,190</u>
11～15人	1,710	1,670	<u>1,630</u>	<u>1,600</u>	1,570	1,540	1,500	<u>1,460</u>
16～20	1,280	1,250	1,220	<u>1,200</u>	<u>1,180</u>	1,150	1,120	1,090
21～25	1,020	1,000	970	<u>960</u>	940	920	900	870
26～30	850	830	810	<u>800</u>	780	770	750	<u>730</u>
31～35	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	610	600	<u>590</u>	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	500	480
46～50	510	500	480	480	470	460	450	430
51～55	460	450	440	430	420	420	<u>410</u>	390
56～60	420	410	400	400	390	380	370	360
61～65	390	380	370	<u>370</u>	360	350	340	330
66～70	360	350	340	340	330	330	320	310
71～75	340	330	320	320	310	300	300	290
76～80	320	310	300	300	290	<u>290</u>	280	270
81～85	300	290	280	280	270	270	260	250
86～90	280	270	270	260	260	250	250	240
91人以上	270	260	250	250	240	240	230	230

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	850	830	810	<u>800</u>	780	770	750	<u>730</u>
31～35人	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	610	600	<u>590</u>	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	500	480
46人以上	510	500	480	480	470	460	450	430

エ 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,710	1,670	<u>1,630</u>	<u>1,600</u>	1,570	1,540	1,500	<u>1,460</u>
11～20世帯	1,280	1,250	1,220	<u>1,200</u>	<u>1,180</u>	1,150	1,120	1,090
21～30	850	830	810	<u>800</u>	780	770	750	<u>730</u>
31～40	640	620	610	600	<u>590</u>	570	560	540
41～50	510	500	480	480	470	460	450	430
51世帯以上	420	410	400	400	390	380	370	360

(12) 寒冷地加算分保護単価

○寒冷地に所在する施設

定員1人（母子生活支援施設については1世帯、ファミリーホーム及び自立援助ホームについては現員1人）当たりの月額

区分	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020
児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570
母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200
乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320
情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880
ファミリーホーム	1,010	900	890	700
自立援助ホーム	2,020	1,810	1,780	1,410

注 「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

(17) ボイラー技士雇上費
加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	6,700
31～35人	5,740
36～40	5,020
41～45	4,460
46～50	4,020
51～55	3,650
56～60	3,350
61～65	3,090
66～70	2,870
71～75	2,680
76～80	2,510
81～85	2,360
86～90	2,230
91～95	2,110
96～100	2,010
101～105	1,910
106～110	1,820
111～115	1,740
116～120	1,670
121～125	1,600
126～130	1,540
131～135	1,490
136～140	1,430
141～145	1,380
146～150	1,340
151人以上	1,290

(18) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	5,180
31～35人	4,440
36～40	3,890
41～45	3,450
46～50	3,110
51～55	2,820
56～60	2,590
61～65	2,390
66～70	2,220
71～75	2,070
76～80	1,940
81～85	1,830
86～90	1,720
91～95	1,630
96～100	1,550
101～105	1,480
106～110	1,410
111～115	1,350
116～120	1,290
121～125	1,240
126～130	1,190
131～135	1,150
136～140	1,110
141～145	1,070
146～150	1,030
151人以上	1,000

(19) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
1人当たり	円 8,090

(20) 乳児院(定員40名以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価

定員	月額
人	円
40	3,880
41 ~ 45	3,450
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	1,720
91人以上	1,630

(21) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額
世帯	円
40	6,910
41 ~ 50	5,520
51世帯以上	4,600

(22) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	円 16,180
世帯	
11 ~ 20	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51世帯以上	2,690

(23) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	円 15,550
世帯	
11 ~ 20	7,770
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,880
41 ~ 50	3,110
51世帯以上	2,590

(24) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	30,110	29,470	28,830	28,410	27,980	27,560	26,920	26,280
世帯								
11 ~ 20	22,580	22,100	21,620	21,300	20,990	20,670	20,190	19,710
21 ~ 30	15,050	14,730	14,410	14,200	13,990	13,780	13,460	13,140
31 ~ 40	13,550	13,260	12,970	12,780	12,590	12,400	12,110	11,820
41 ~ 50	12,040	11,790	11,530	11,360	11,190	11,020	10,760	10,510
51世帯以上	10,540	10,310	10,090	9,940	9,790	9,640	9,420	9,200

(25) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
30人まで	円 6,250
31~35人	円 5,360

(26) 一時保護所の専門職員等加算分保護単価

区分	年額
心理療法担当職員加算分	円 5,346,807

区分	年額
個別対応職員分	円 5,098,457

(27) 事務用採暖費加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	月額
1人当たり	円 190

(28) 除雪費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1人(1世帯)当たり	円 5,840

イ 母子生活支援施設

区分	月額
1世帯当たり	円 120

(29) 降灰除去費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1施設当たり	円 144,180

算 定 額

算 定 額				
一時保護所寒冷地手当	○寒冷地に所在する施設			
	支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
		扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
	1級地	131,900円	72,900円	51,700円
	2級地	116,800円	65,300円	44,000円
	3級地	112,700円	64,300円	43,000円
4級地	89,000円	51,000円	36,800円	
注「寒冷地」の定義は別表1の2の(12)寒冷地手当の注と同じである。				
(備考)				
「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。				

別表 2

児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) 児童養護施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人

(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(3) 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）

職種別	職員の定数
施設長	1人。
嘱託医	1人。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。
事務員	1人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員40人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職員の定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
家庭支援専門相談員	1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

(参考：加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(5) 母子生活支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。 定員20世帯以上の場合は3人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限る、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。 特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)

(6) 情緒障害児短期治療施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。

(参考：加算職員一覧(情緒障害児短期治療施設))

加算種別	加算職員数等
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(7) 自立援助ホーム

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

(8) ファミリーホーム

職種別	職員の定数
指導員	1人。
補助者	2人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))

加算種別	加算職員数等
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(9) 地域小規模児童養護施設

職種別	職員の定数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)

(10) 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設

職種別	職員の定数
母子支援員	1人。

(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、地域小規模児童養護施設、小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員(1人、非常勤)及び年休代替要員費等が含まれる。